

定 款

社会福祉法人 南風会

文書名	定 款	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ) 一般相談支援事業の経営
 - (ハ) 特定相談支援事業の経営
 - (ニ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人南風会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都青梅市新町一丁目8番地の2に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任とした判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員2名が賛成することを要する。

文書名	定 款	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が700,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更

文書名	定 款	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに 第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから議事録署名人に指名された2名は、前項の議事録に署名又は、記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を、理事長、1名を常務理事とする。
- 3 常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

文書名	定 款	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長及び重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事がこれを代行する。

(決議)

第26条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は、記名押印する。

文書名	定 款	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 建物
- (ア) 東京都青梅市新町一丁目8番地1、8番地2、8番地4、8番地3 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根、合金メッキ鋼板、亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建障害者支援施設（生活介護、入所支援施設）青梅学園、障害福祉サービス事業かすみの里園舎1棟（4,167.52平方メートル）手すり
- (イ) 東京都青梅市新町一丁目8番地1、8番地2、8番地4、8番地3所在の木造スレートぶき平屋建障害者支援施設（青梅学園）附属建物作業棟・倉庫1棟（延 70.81平方メートル）
- (ウ) 東京都青梅市新町一丁目8番地1、8番地2、8番地4、8番地3所在の木造スレートぶき平屋建障害者支援施設（かすみの里）附属建物作業棟1棟（延 53.42平方メートル）
- (エ) 東京都新宿区弁天町32番地の6所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下階付き4階建 養護所（シャロームみなみ風）1棟（延 2938.06平方メートル）・**手すり**
- (2) 土地
- (ア) 東京都青梅市新町一丁目8番地2所在の障害者支援施設青梅学園敷地
1筆（2,142.43平方メートル）
- (イ) 東京都青梅市新町一丁目8番地4所在の障害者支援施設青梅学園敷地
1筆（277.31平方メートル）
- (ウ) 東京都青梅市新町一丁目8番地1所在の障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続B型施設）かすみの里敷地
1筆（1,926.98平方メートル）
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的する事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認を必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の 福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届けた場合。なお、当該貸付に係わる償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

文書名	定 款	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

(資産の管理)

- 第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

- 第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

文書名	定 款	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

第7章 公益を目的とする事業

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域生活支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人南風会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

文書名	定 款	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後 遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 山下常太郎
 理 事 山下 勉
 // 増毛光一
 // 宇津木啓太郎
 // 並木忠一
 // 大野喜重

監 事 田辺栄吉
 // 笹本喜一
 // 山下金秋

- 2 平成14年12月6日付定款変更認可申請に係る評議員会新設に伴い、選任される評議員の任期は、定款第17条の規定にかかわらず、平成16年9月30日までとする。

文書名	定款細則	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

第1章 総 則

(根拠)

第1条 この社会福祉法人南風会定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人南風 会定款（以下「定款」という。）第32条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる障害者支援施設、及び 障害福祉サービス事業等の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び理事長、常務理事、施設長 及びその代務（代理）者の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を 図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行うものとする。

(業務の決定と職務権限)

第4条 定款第9条の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。

2 理事長及び常務理事、施設長又は、代務（代理）者の職務権限については、別表2のとおりとする。

3 規程、規則等の制定改廃にかかる議決分掌については、別表3のとおりとする。

(理事の意思表示)

第5条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第9条第6項の規定による意思の表示を別紙1の様式により行うものとする。

(職務の代理)

第6条 定款第10条の規定による理事長に事故ある時は、別に規定がある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代理する。なお、職務代行者の指名については、任期毎に理事会の議決を経ることとする。

順 位	職 務 代 理 者
第1位順位	常務理事にある理事
第2位順位	就任順第1位の非常勤理事
第3位順位	就任順第2位の非常勤理事

第2章 役員を選任

第7条 理事及び監事を選任は評議員会において行い、理事長が委嘱する。

文書名	定款細則	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

第3章 理事会及び評議員会

(理事会及び評議員会の招集)

第8条 理事会及び評議員会の開催時期は、①予算②決算③補正予算④事業経過報告とし、年間4回以上開催することを原則とする。

2 理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事並びに評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第9条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1週間前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第10条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第11条 理事会及び評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第12条 理事会及び評議員会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事及び評議員に異議がないと認めるときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第13条 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

2 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

3 評議員会における議長の議決権は可否同数のときにのみ行使するものとする。したがって、評議員会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

(議事録等)

第14条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事現員（評議員現員）
- (5) 定足数に関する事
- (6) 議長の選出及び議事録署名人の選出（2名）
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容

文書名	定款細則	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

- (9) 議案に関する表決結果
 - (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
 - (11) その他必要と認めた事項
- 2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

第4章 監事

(理事会等への出席)

第15条 監事は、原則として理事会及び評議員会に出席するものとし、また発言することができ。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第16条 定款第11条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上「監事監査規程」を作成するものとする。尚、監事監査に当たっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

- 2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第5章 欠員補充等

(役員・評議員の欠員補充)

第17条 役員・評議員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

(理事会の長期欠席)

第18条 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が長期（概ね1年）にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となることを理事は留意するものとする。

(評議員会の長期欠席)

第19条 評議員会への欠席が長期（概ね1年）にわたって継続することは、指導検査文書 指摘の対象となることを評議員は留意するものとする。

第6章 法人事務局の仕事

(常務理事の職務)

第20条 常務理事は、法人事務局と協力し、以下の職務を行う。

- (1) 理事会・評議員会に関する事
- (2) 諸規程の整備に関する事
- (3) 不動産の取得、管理及び処分に関する事
- (4) 資金の計画、調達及び運用に関する事
- (5) 登記に関する事
- (6) 重要な職員人事に関する事

文書名	定款細則	文書番号	Q-22-001	制定日	2021.01.01
		版数	4	改定日	2025.7.1
		管理部門	事務		

- (7) 事業計画及び予算に関する事
- (8) 事業報告及び決算に関する事（月次の決算報告を含む）
- (9) 会計に関する事
- (10) 現状の報告に関する事
- (11) 許認可等各種申請に関する事
- (12) 不動産の賃貸借契約に関する事（駐車場等軽微なものを除く）
- (13) 業務に関わる損害保険加入に関する事（ボランティア保険等軽微なものを除く）
- (14) 印鑑証明書又は実印が必要な各種取引
- (15) 各拠点から付託された必要な事項
- (16) その他、理事長が必要とみとめる事項に関する事

第7章 雑 則

（事業計画及び予算執行の特例）

第21条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

付 則

1 この細則は、平成19年1月1日から従前の細則を全面改定し施行する。

改正記録

- 2 この細則は、一部改正し平成23年2月1日から適用する。
- 3 この細則は、一部改正し平成27年4月1日から適用する。
- 4 この細則の別表を、一部改正し2021年4月1日から適用する。
- 5 この細則の別表を、一部改正し2022年4月1日から適用する。